

○公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
大規模国際コンベンション開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模国際コンベンションの積極的な誘致を促進し、国際文化観光都市京都の発展及びコンベンション関連産業の振興に寄与するため、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて、京都市内において開催される大規模国際コンベンションのうち、京都市の活性化に大きく寄与すると考えられるものに対し、その開催に係る資金の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成対象となる大規模国際コンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす学会、会議、総会、大会及びこれに準じるもの（以下「会議等」という。）とする。ただし、コンベンションビューローが特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 京都市内で会期が3日以上の会議等を開催すること。
- (2) 開催会議の現地予定参加者数が概ね500名以上であること。
- (3) 参加国・地域が3箇国（日本を含む。）以上であること。
- (4) 海外からの参加者数が100名以上であること。
- (5) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の公益を目的とする団体であること。
- (6) 特定の個人又は団体の利益を目的としないものであること。
- (7) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (8) 申請者及び助成を受けようとするMICE主催者（以下「主催者等」という。）は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (9) 当該助成事業は、公序良俗に反するものでないこと。
- (10) 当該助成事業は、コンベンションビューローが定める助成除外日以外に開催すること。詳細は別紙カレンダーのとおりとする。
- (11) 助成金を含めた収支決算書が黒字ではないこと（黒字の場合は、黒字額を助成対象外とする。）。

(助成金の限度額)

第3条 助成金額は、コンベンション1件につき原則として1,000万円を超えないものとし、会議等の規模や開催期間等に応じて金額を決定する。

(助成金の交付申請)

第4条 主催者等は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付認定申請書（第1号様式の1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー理事長に提出するものとする。

- (1) 京都コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付認定審査依頼書（第1号様式の2）
- (2) 事業計画書又は開催趣意書

- (3) 収支予算書又は資金計画書
 - (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
- (審査及び助成の決定と通知)

第5条 コンベンションビューローは、第4条による申請があったときは、助成対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準等については、京都都市と協議のうえ決定する。

- 2 前項の審査の結果、助成対象とすることが決定された会議等について、コンベンションビューローは公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付承認・交付予定額通知書（第2号様式）を主催者等に送付するものとする。
- 3 審査の結果、助成金の交付が適当と認められなかった会議等について、コンベンションビューローは、主催者等に対し、公益財団法人 京都文化会交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付不承認通知書（第3号様式）を送付するものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 第5条2項によって承認された事業等の内容又は経費の配分の変更に係る承認の申請は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション事業変更承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。

- 2 第5条2項によって承認された事業等の中止又は廃止に係る承認の申請は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。
- 3 コンベンションビューローは、前二項の申請があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、コンベンションビューローは、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付額変更通知書（第6号様式）により、主催者等に通知するものとする。

(事業完了の届出)

第7条 助成対象事業の主催者等は、事業の実績報告を助成対象事業終了後2箇月以内又は、翌年度4月4日までのいずれか早い日に、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金認定会議開催実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施報告書

(助成金の交付)

第8条 助成金交付額の決定通知は、公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー大規模国際コンベンション開催支援助成金交付額決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(助成金の交付方法)

第9条 主催者等は、京都文化交流コンベンションビューロー大規模コンベンション開催支援助成金振込依頼書（第9号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以

て、コンベンションビューローは主催者等に対し、助成金を支払うこととする。
(助成金活用の告知等)

第10条 主催者等は、助成対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都 MICE ロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都 MICE ロゴおよび告知定型文を A3 サイズ以上の用紙に印刷、会場にて掲示し掲示写真を提出すること。（別紙のデータを印刷のうえ利用すること。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められない。

京都 MICE ロゴ



京都 MICE 基金バナー



告知定型文

日本語：「本事業は、京都市および公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto City and the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

- 2 主催者等は、助成対象事業のウェブサイトを有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行わなければならない。
- 3 主催者等は、京都 MICE 基金の広報協力すること。
- 4 コンベンションビューローが別途定める協力事項について、可能な限り協力すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別に定める。

附則 この要綱は令和6年4月1日より適用する。